献上桃の郷 KOORI

＼その一歩を、町が応援します。／

桑折町（こおりまち）で暮らす。

最大 200万円 以上の支援も！
※条件があります

ー 移住・定住 支援制度 ガイド ー



桑折町の暮らしを支える 4つの支援制度

01
家を建てる・買う

若者定住促進事業補助金



補助基本額
30万円
※県外移住者加算あり
※リフォームは２０万円

02
新婚生活をはじめる

新婚世帯家賃支援事業補助金



月額上限
1万円
※最長２年間補助

03
東京から移住する

移住支援金給付事業補助金



単身 **60万円**
世帯 **100万円**
※子育て加算あり

04
空き家を活用する

空家改修等支援事業補助金



補助上限
150万円
※改修費用の1/2以内
※着工前の申請が必要

建設水道課　都市整備係　☎024-582-2124
〒969-1692　福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7（2階　⑤番窓口）

移住･定住の情報やご相談はこちらから
桑折町「移住･定住」サイト ▶

あなたに使える制度をチェック！

01 若者定住促進事業補助金

マイホームの取得やリフォームで定住を応援！



対象となる主な要件

- ☐ 申請者または配偶者等が申請日において45歳未満
- ☐ 町に10年以上継続して居住する意思がある
- ☐ 新たに住宅取得（新築・購入・建替）、または住宅リフォーム（400万円以上）を行い入居した人

補助金額

・住宅取得…30万円　　・リフォーム…20万円
（加算）町内事業者利用 10万円
・県外からの移住者（県の住宅取得支援事業による加算）
（加算）最大 50万円（40万円 ＋ 町内事業者利用加算 10万円）

※住宅取得の日または住宅完成から**12カ月以内**に申請してください

詳細はこちら▲

02 新婚世帯家賃支援事業補助金

町で暮らし始めるふたりの新婚生活をサポート！



対象となる主な要件

- ☐ 申請者または配偶者等が申請日において45歳未満
- ☐ 婚姻の届出または福島県パートナーシップ届出書受理証明書の交付日から１年以内
- ☐ 世帯全員が、対象の賃貸住宅の所在地に住民登録をしている
- ☐ 家賃を月額30,000円以上支払い、未納がない

補助金額

・家賃から勤務先で支給される手当などを差し引いた額の１/２の額
※月額上限10,000円で、最長２年間補助
※年度末・交付期間満了時に実績報告の提出が必須となります

詳細はこちら▲

03 移住支援金給付事業補助金

東京圏などからの移住による新しい生活を応援！



対象となる主な要件

- ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算で5年以上東京23区に在住していた、または条件不利地域を除く東京圏から東京23区へ通勤していた人
- ☐ 就業に関する要件を満たすこと
（例：Ｆターン求人による就職、自己の意思によるテレワーク、起業、就農など）
- ☐ 申請日時点で転入後１年以内
- ☐ 町に５年以上継続して居住する意思がある

補助金額

・単身世帯　60万円　　・２人以上の世帯　100万円
（加算）一緒に移住する18歳未満の世帯員1人につき100万円

詳細はこちら▲

04 空家改修等支援事業補助金

空き家を改修して、自分らしい暮らしを応援！



対象となる主な要件

- ☐ 次のいずれかに該当する人
・県外から本町へ住民票を異動し、生活しようとする人
・申請日において18歳未満の就労していない子どもがいる世帯
・申請日において婚姻の届出から１年以内の夫婦がいる世帯
・東日本大震災の被災者、福島第一原子力発電所の事故による避難者
・申請時において、補助を受けようとする空家に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者または避難者に該当する人

補助金額

・対象工事費用の１/２以内　（上限 150万円）

※調査・設計・工事監理費、併用住宅における住宅部分以外に係る経費、増築、外構工事等に係る費用は対象経費に含まれません

※**工事着工前に**必ずご相談ください

詳細はこちら▲

「自分の場合、何が使える？」
まずはお気軽にご相談ください。



こちらもご活用ください

◀ 移住定住支援制度に関する相談フォーム